

大分県報

令和二年
二月三日
号外（七）

（月曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

○告示

大分県告示第六十号

令和二伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和二年二月三日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）	
水源かん養保安林	山国地区	四九五・二九	
	山国地区	五六五・八四	
	山国地区	三五〇・八	
	別府地区	一〇〇・五七	
	東国地区	二三一・四五	
	西国地区	五五四・〇九	
	大分地区	一、六三七・九五	
	大分地区	一、二二二・二六	
	大分地区	一、一五五・九五	
	大分地区	九九八・三九	
	大分地区	六二四・四四	
	大分地区	八二八・五七	
	大分地区	一八二・七四	
	大分地区	五〇・八七	
	大分地区	二八・〇八	
	保健保安林	大分南部地区	三六・二九
保健保安林	大分南部地区	八〇・四六	
干害防備保安林	山国地区	五二・二四	
	山国地区	三二・五九	
	山国地区	一一七・二二	
	山国地区	一五一・八七	
	山国地区	一〇六・八四	
	山国地区	三六七・四〇	
	山国地区	三四四・五一	
	山国地区	二六・五二	
	山国地区	〇・一四	
	山国地区	〇・〇八	
	山国地区	〇・〇八	
	山国地区	〇・一八	
	山国地区	三・五六	
	山国地区	三・五〇	
	山国地区	四〇・八四	
	防風保安林	山国地区	三・五六
山国地区		三・五〇	
山国地区		四〇・八四	
山国地区		三・〇八	
山国地区		〇・九四	
山国地区		七・九三	
山国地区		一・〇六	
山国地区		二四・八〇	
山国地区		一〇・六四	
山国地区		六・九四	
山国地区		一〇・六四	
山国地区		二四・八〇	
山国地区		一・〇六	
山国地区		七・九三	
土砂崩壊防備保安林		山国地区	三・五六
		山国地区	三・五〇
	山国地区	四〇・八四	
	山国地区	三・〇八	
	山国地区	〇・九四	
	山国地区	七・九三	
	山国地区	一・〇六	
	山国地区	二四・八〇	
	山国地区	一〇・六四	
	山国地区	六・九四	
	山国地区	一〇・六四	
	山国地区	二四・八〇	
	山国地区	一・〇六	
	山国地区	七・九三	
	土砂流出防備保安林	山国地区	五二・二四
		山国地区	三二・五九
山国地区		一一七・二二	
山国地区		一五一・八七	
山国地区		一〇六・八四	
山国地区		三六七・四〇	
山国地区		三四四・五一	
山国地区		二六・五二	
山国地区		〇・一四	
山国地区		〇・〇八	
山国地区		〇・〇八	
山国地区		〇・一八	
山国地区		三・五六	
山国地区		三・五〇	
山国地区		四〇・八四	

令和二年二月三日

大分県報号外（告示）